

ZeroBase 表参道

<<使用規定>>

2021年06月10日 第一版

2023年02月15日 第二版

2024年09月08日 第三版

本規定は、株式会社ケシオン（以下「弊社」といいます）が管理・運営する施設「ZeroBase 表参道」（以下「本物件」といいます）の使用について定めるものです。ご使用に際しては、本規定の内容を十分にご理解いただき、遵守していただきますようお願い申し上げます。

1 イベントスペース概要

所在地：東京都港区北青山 3-5-22

●1F プロモーションスペース

面積：約 26 m²
電気設備：100V15A×7ヶ所
通信設備：光回線 LAN 差込口 1カ所
天井設備：照明バトン×6本 荷重 5kg/天井インサート 1本あたり荷重 20kg
床仕様：塩ビタイル仕上げ（サンゲツ IS-1038-B）
壁仕様：塗装仕上
付帯設備：エアコン、排気、2層シンク、手洗い、冷蔵庫
照明器具：スポット照明 15個

●2F プロモーションスペース

面積：約 26 m²
電気設備：100V15A×6ヶ所
通信設備：光回線 LAN 差込口 1カ所
天井設備：照明バトン×6本 荷重 5kg/天井インサート 1本あたり荷重 20kg
床仕様：塩ビタイル仕上げ（サンゲツ IS-1038-B）
壁仕様：塗装仕上
付帯設備：エアコン、排気
照明器具：スポット照明 15個

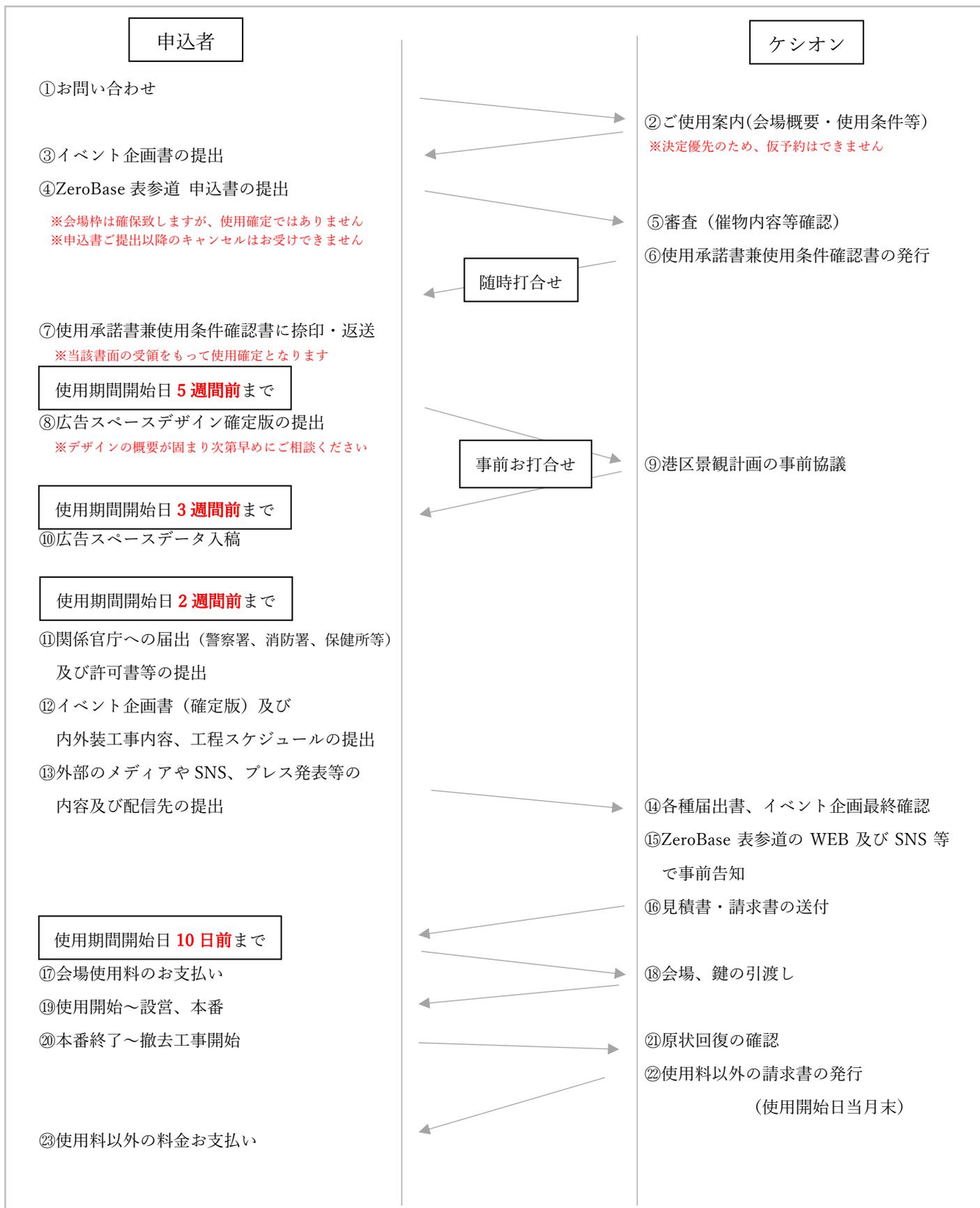
●3F 事務所兼控室

面積：約 15 m²
電気設備：100V15A×5ヶ所
通信設備：光回線ハブ
床仕様：モルタル仕上げクリア塗装
壁仕様：塗装仕上
付帯設備：エアコン、トイレ
※施設管理用機材、資材スペースがあります。

※ご使用に関するご相談、ご照会につきましては随時承ります。お気軽にお問い合わせ下さい。

2 申込み手続き

2-1 申込みから開催までの流れ



2-2 使用申込と手続き

弊社規定の申込書類（ZeroBase 申込書）にご記入いただき、イベント企画書と併せてご提出下さい。（イベント概要については事前にご相談下さい）イベントの内容によってはご使用頂けない場合があります。

2-3 申込みの承諾

上記2-2の申込書類を受領後、内容を審査させていただき、弊社が貸出可能と判断した場合に「使用承諾書兼使用条件確認書」を発行致します。当該書面へのご捺印及びご返送を以て契約とさせていただきます。お申込み時にご提出頂く企画書と実施される内容が大幅に異なる場合、内容の変更または当該イベントの実施をお断りさせていただく場合があります。

3 使用条件

3-1 使用料金等

- (1) 使用料金のお支払いは、使用期間開始日の10日前までに弊社の指定する銀行口座に一括振込にてお支払いください。振込手数料はご負担ください。
- (2) お支払期日までにご入金を確認できない場合および必要な提出書類が揃っていない場合は、使用期間が始まってもご使用を開始することはできません。
- (3) お申込み後のキャンセルは受け付けておりません。万が一使用しない場合は使用料全額を違約金として申し受けます。3-2 禁止事項の規定により使用が中止になった場合も同様とします。
- (4) 弊社の都合で使用を中止していただく場合は、未経過期間分の使用料を日割り計算にて返金いたします。天災その他両社の責によらない理由により使用中止となった場合は、協議の上決定するものとします。尚、いずれの場合もこのことによる損害賠償はいたしません。
- (5) 本物件の広告スペースの製作・取付・撤去及び、インフラや建物の構造にかかる工事は、貴社の負担により弊社が行うものとし、かかる費用の支払いは、使用期間開始日月末で締めて、翌月末日まで（末日が銀行休日に当たる場合は前営業日）にお支払いください。支払方法は（1）の通りとします。
- (6) 電気・水道使用量は使用期間開始日のメーター指示数から、原状回復時のメーター指示数の差により算定した使用料を、撤去日月末で締めて、翌月末日までに（末日が銀行休日に当たる場合は前営業日）にお支払いください。支払方法は（1）の通りとします。
- (7) 本物件の使用の終了または中止に伴う内外装、設備等の撤去費、清掃費等を含む原状回復にかかる一切の費用は貴社の負担とし、弊社にて原状回復を行った場合は、作業日の翌月末日まで（末日が銀行休日に当たる場合は前営業日）にお支払いください。支払方法は（1）の通りとします。

3-2 禁止事項

以下の各号に該当する場合、本物件の使用をお断りします。万が一該当した場合は、使用期間中であっても使用を中止していただきます。その際、貴社及び主催者にいかなる損害が生じた場合であっても弊社は一切の責任を負いません。

- (1) 法令、公序良俗に違反する、またその恐れのある場合。
- (2) 反社会的勢力、反社会的活動を行う団体もしくは、これに準じるものが関係している場合。

- (3) 特定の宗教色、政治色を有するものの場合。
- (4) 関係諸官庁から中止命令が出た場合。
- (5) 本物件及び付帯設備を損傷または滅失する恐れがあると弊社が判断した場合。
- (6) 近隣あるいは警察・関係諸官庁から騒音・交通障害、その他等の苦情があった場合。
- (7) 3-3 遵守事項 (10) (11) に定める時間外に弊社の許可なく使用を行った場合。
- (8) 本使用条件に違反した場合、また弊社の指導に従わない場合。
- (9) 前各項の他、弊社が妥当ではないと認めた場合。

3-3 遵守事項

本件イベントの実施に当たり、以下の各項の事項を遵守してください。

- (1) 消費者金融（銀行系含む）・パチンコ・政治宗教・紙たばこ・ネットワークビジネス・公序良俗に反するもの・その他弊社が不適切と判断した業種は、使用不可とします。
- (2) 本件イベントの内容は、事前に企画書・図面等必要な資料をもって弊社と打合せの上、弊社が承諾した内容とします。
- (3) 本件イベントの内容に応じて必要となる関係諸官庁（警察署、消防署、保健所等）への届出等は、貴社にて各官庁所定の期日までに届出及び許認可の申請を行ってください。尚、許可書等の写しは弊社までご提出ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・特別な搬入出計画（道路使用許可が必要な場合）交通整理要因の配置計画について ・特殊事項に対する警戒要請 	赤坂警察署 交通課 東京都港区赤坂 4-18-19 03-3475-0110（代表）
<ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者選任（解任）届出書 ・防火対象物使用開始届出書 ・防火対象物工事等計画届出書 	赤坂消防署 東京都港区南青山 2-16-9 03-3478-0119（代表）
<ul style="list-style-type: none"> ・試飲試食等の許可申請 	みなと保健所 生活衛生課 東京都港区三田 1-4-10 03-6400-0050

- (4) 屋外広告物許可申請は港区景観計画に基づきデザインの事前協議が必要です。別紙の「港区屋外広告物景観形成ガイドライン」に沿って、デザインの概要が固まり次第早めにご相談ください。協議が済んでいない場合は広告スペースの使用はできません。
- (5) 本件イベントは、個人情報、肖像権等の第三者の権利侵害をしないものとし、著作権法、商標法、その他関係諸法規を遵守してください。万が一法令違反等があった場合は、貴社の責任と負担においてこれを解決・処理してください。
- (6) 物品の販売・サンプリングを行う場合は、消費者の安全に十分留意し、知的財産権の保護に関わる法令、景品表示法等の関係諸法規を遵守してください。
- (7) 使用期間中、責任者は必ず本物件に常駐し、本物件内の管理を行ってください。弊社では、盗難、紛失等の責任は一切負いかねます。
- (8) 使用期間中は、現場責任者及び誘導係を配置し、本物件の入場者の整理・案内・避難誘導、周辺通

行者等の導線確保をしてください。本物件は交差点に面しており歩行者の通行や滞留が多いため、建物外の行列は原則禁止とし、整理券等での対応をお願いします。運営方法は必ず事前に弊社と打合せの上、弊社が承諾した通りの方法で行ってください。弊社より制服警備もしくはスタッフの配置を指示する場合がありますが、その際の費用は貴社の負担とし、弊社の指示に従わない場合は、使用期間中であっても使用を中止していただきます。また、使用期間中の第三者とのトラブルはすべて貴社にて対処し、速やかに弊社までご連絡ください。

- (9) 外に向けての音出しは禁止とします。室内で音出しを行う場合は、本物件以外に音が漏れないよう節度ある音量としてください。近隣から苦情があった場合や弊社の判断により、音量の調整または音出しの中止を指示することがあります。
- (10) 使用期間には準備（設営）、後片付け（撤去）、原状回復等の一切の日数を含みます。各日の使用時間は午前9時から午後9時までとします。
- (11) 騒音を伴う設営作業、撤去作業等は午後9時から翌午前8時までとし、騒音を伴わない場合は日中作業でも可能ですが、必ず事前に弊社と打合せの上、弊社が承諾した時間に行ってください。
- (12) 搬入搬出の際は道路使用許可を取得してください。許可書の写しを弊社までご提出ください。
- (13) 本物件の設営、実施、撤去に至るまで、環境（ゴミ処理・水道汚染・臭いの問題など）には十分配慮した運営を行ってください。ゴミの処分費は貴社負担とし、廃棄物は適宜分別の上、廃棄物処理業者を貴社にて手配し、善良なる管理者の注意をもって廃棄をお願いします。特別な排水が必要な場合は事前にご相談の上、弊社が承諾した範囲内で行ってください。
- (14) 運営中及び終了後は、本物件および周辺の清掃を行ってください。特にサンプリングを実施した際には広範囲の清掃をお願いします。
- (15) 使用期間中は、鍵預かり証と引き換えに本物件の鍵3組を貸与しますが、鍵の複製はしないでください。鍵を紛失した場合は、鍵の交換費用の実費を請求いたします。
- (16) 使用期間中、各日のイベント終了時には、別紙のセキュリティマニュアルに従い電灯、電気関係のスイッチを切り、機械警備を設定の上、全箇所の施錠をお願いします。
- (17) 使用期間最終日までトイレ・キッチンの排水等の清掃を含め使用開始前の原状に回復し、使用期間終了後はすみやかに返還してください。使用期間終了後に残置物があった場合はその廃棄費用を、シャンプーサロン等特別に清掃が必要と弊社が判断した場合はその清掃費用の実費を請求いたします。尚、3-2 禁止事項により使用中止となった場合も同様とします。返還の際、立ち退き料等の請求はできません。
- (18) 本件イベントの誘致及び告知などの理由で外部のメディアやSNS等の配信、プレス発表、メディア配信用の撮影・録音等をする場合は、内容および配信先について、あらかじめ弊社の承諾を得たものを配信してください。
- (19) 前各項の他、使用に際しては弊社の指示に従ってください。

3-4 損害賠償

- (1) 使用期間中に、本スペース及び付帯設備、貸出備品等を破損、紛失した場合は実費を請求いたしません。
- (2) 使用期間中の弊社及び第三者及び本件イベントの関係者への人的および物的損害に対する賠償責

任は、全て貴社の責任と負担において対処・解決してください。万が一に備え、イベント保険等への加入をお願いします。

- (3) 前項の事由により、弊社または第三者が被った損害は、貴社の責任と負担において補償してください。

3-5 免責

- (1) 貴社の搬入物品等の破損、盗難、その他の損害について、弊社は一切責任を負いかねます。貴社の責任の下、防犯、防火に十分注意してください。
- (2) 弊社の故意または過失によらない不可抗力（停電、断水、諸設備の故障等）及び、弊社の故意または重過失によらない火災による貴社の損害については、弊社はいずれも、その賠償の責を負いません。

3-6 一時使用目的

本件使用契約は借地借家法40条の一時使用目的のものとしします。

3-7 専属的合意管轄等

- (1) 本使用に関して紛争が生じた場合には、双方にて誠実に協議するものとしします。
- (2) 本使用に関する訴訟の第一審の専属的管轄裁判所は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所としします。

本規定は予告なく変更する場合もございますので、予めご了承ください。

なお、申込者は予約契約成立の時期に関わらず変更後の規則に従って頂きます。

お問合せ先

株式会社ケシオン ZeroBase 運営事務局

〒107-0062

東京都港区南青山6丁目11番1号

スリーエフ南青山ビル7階

TEL: 03-6418-7707

FAX: 03-6418-7700

MAIL : zerobase@kesion.co.jp